

# 保育系弁護士がゆく

## 少子化時代をサバイブする園の護身術

### 第4号

## 借上宿舎に関する諸問題

レーヴ法律事務所では、全国の園の顧問弁護士として園・先生方のトラブル・悩みごとに対応しています。

事務所に寄せられる様々なご相談を基に、園に役立つ情報をQ&A形式でお届けします。

レーヴ法律事務所弁護士。  
大阪電気通信大学工学部電子工学科卒業、半導体製造会社にエンジニアとして勤務した後、金沢大学大学院法学研究科法務専攻修了。2012年弁護士登録。  
2021年に保育園・幼稚園・こども園でのトラブルや法律問題を主に取り扱うレーヴ法律事務所に参画。



弁護士  
今西 淳浩

## Q uestion

保育士の確保のための「保育士宿舎借り上げ支援事業」を利用するにあたり注意すべきことはありますか？

保育士宿舎借り上げ支援事業



## A nswer

借上宿舎に関するルールを策定し、利用する職員への説明・承諾を忘れずに！

- ① 制度を利用していた職員が退職したにもかかわらず宿舎を退居しない
- ② 職員が部屋に荷物を放置したまま所在不明になった
- ③ 事前に何も知らされていなかったとして、職員が原状回復費用の負担を拒否した

などのトラブル事例があります。

制度の利用にあたっては、利用申込から退去までの手続、宿舎利用にあたっての遵守事項・禁止事項、礼金・敷金・原状回復費用の負担、その他のトラブル発生に備えたルールを定めておきましょう。そして、宿舎を利用する職員にも、ルールと賃貸借契約の内容を説明し、理解してもらいましょう。「借上宿舎規程の内容を理解し、納得したうえで利用を申し込みます。」などの書面を職員からもらっておくこともトラブル防止につながります。

ルールを定める



これで将来発生するトラブルすべてを防止できるというものではありませんが、トラブル発生を少なくするためにやっておくべき取り組みです。

### 保育士宿舎借り上げ支援事業とは

保育士の確保・定着・離職防止をはかるために、国や自治体が保育士用宿舎の借り上げを行う事業者に対して補助を行う制度。

保育園が借りた物件に職員（保育士）が住み、そこにかかる家賃の全額または一部を国や自治体が補助する。

園の困りごと、何でもお問合せください ～園の顧問弁護士～ レーヴ法律事務所

【東京弁護士会所属】

■ 弁護士／保育士 柴田 洋平 ■ 弁護士 板垣 義一 ■ 弁護士 今西 淳浩

TEL : 03-5336-3390

Email : reve.info@reve-law.jp

HP : <https://www.reve-law.jp/>

レーヴ法律事務所

